

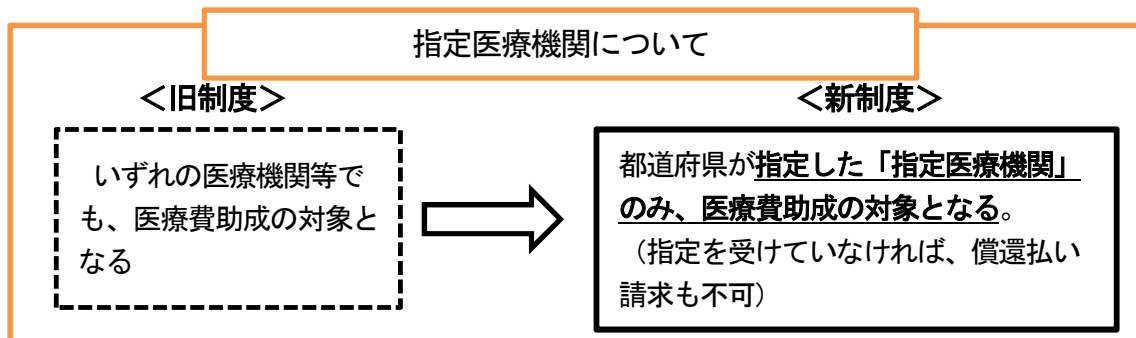
小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医療機関」の申請の手引き

平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年1月1日からは、新たな医療費助成が始まりました。

平成27年1月1日以降は、医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は、都道府県が指定した「指定医療機関」に限定されます。

ただし、神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市に所在地のある医療機関は、各市長が指定しますのでご注意ください。

- ・ 原則、指定されていない医療機関等を受診した際の医療費等については、償還払いの対象になりません。
- ・ 指定した指定医療機関は、兵庫県のホームページ等に掲載します。



◆ 指定医療機関の要件・責務 ◆

【要件】（児童福祉法律第19条の9第1項）

- 以下の医療機関等であること
 - ① 保険医療機関
 - ② 保険薬局
 - ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事由（小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書の裏面参照）に該当しないこと。



【責務】（児童福祉法第19条の11）

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

◆ 申請について ◆

小児慢性特定疾病の指定医療機関の申請先は、医療機関等の所在地により異なります。下記の表より申請先を確認の上、申請してください。

医療機関等の所在地	指定医の申請先（問い合わせ先）
神戸市内	神戸市こども家庭局こども家庭支援課 (078-322-6513)
姫路市内	姫路市保健所予防課 (079-289-1635)
尼崎市内	尼崎市保健所健康増進課 (06-4869-3035)
西宮市内	西宮市保健所健康増進課難病等疾病対策チーム (0798-26-3669)
明石市内	あかし保健所健康推進課 (078-918-5657)
上記4市以外の兵庫県内の市町	兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 (078-341-7711)

【 神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市以外に所在地のある医療機関 】

- ① 指定を受けようとする医療機関等は、以下の書類を**兵庫県疾病対策課宛に送付**してください。
提出に必要なもの：小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書
兵庫県のホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/syouniiryoukikan.html>
※指定後に、県より指定通知書を送付します。
- ② 法人で、診療所、訪問看護ステーションなど複数ある場合は、それぞれの施設ごとに、申請が必要となります。
- ③ 指定の期間は、法律上6年です。指定後6年を経過する前に、更新の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

◆ 提出先 ◆ (神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市・明石市以外に所在地のある医療機関のみ)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711(内線 3239)

H31.2 作成